



平成23年度 電源地域振興センター  
事業のご案内

参加募集型事業

□人材育成事業(研修事業)

電源地域の長期的かつ自立的な振興をお手伝いするため、平成22年度から研修事業を行っております。

本事業は電源地域市町村のニーズの高い地域活性化に係るテーマを選定し、経験豊富な専門的知見・ノウハウを有した講師による講演や先進地事例紹介、グループワークによる検討など具体的に実践的な内容となっております。本研修事業を皆様の地域のまちづくりに是非ご活用ください。

■参加対象

電源地域の市町村・都道府県等の行



具体的で実践的な内容(写真は現地研修)

■平成23年度 研修一覧

No.	テーマ	時期	日数	定員	参加費	研修場所
<b>【東京研修】</b>						
1	少子高齢時代のまちづくり	H 23.9	2日	20人	20,000円	電源地域 振興 センター
2	売れる特産品づくりと販売促進を学ぶ ～開発・改良・販路拡大～	H 23.10	2日	20人	20,000円	
3	住民と行政の協働によるまちづくり	H 23.10	2日	20人	20,000円	
4	協働のための「まちづくりワークショップ」 の進め方を学ぶ ～ファシリテータ能力開発講座～	H 23.11	2日	20人	20,000円	
5	地域農業の活性化策を学ぶ ～所得向上・担い手対策等～	H 23.12	2日	20人	20,000円	
6	問題解決能力アップ講座	H 23.12	2日	20人	20,000円	
<b>【地方中核都市・現地研修】</b>						
7	少子高齢時代のまちづくり ～活力ある地域づくりに向けて～	H24.1 ～2	2日	20人	20,000円	仙台市 (注)
8	売れる特産品づくりと販売促進を学ぶ ～開発・改良・販路拡大～	H24.1 ～2	2日	20人	20,000円	未定
9	地域が一体となった協働によるまちづくり ～住民と行政の協働～	H24.1 ～2	2日	20人	20,000円	福岡市
10	地域資源を活かした観光まちづくりを学ぶ ～地域が豊かになる真の観光とは～	H 23.10 ～11	3日	20人	25,000円	先進地 (未定)

(注) 東日本大震災による影響等を勘案し、開催時期、開催場所、研修内容等を見直すことがあります。

※今年度の海外研修は、東日本大震災後の諸般の事情を踏まえ実施いたしません。

政職員、各種団体、事業者、NPO、個人、電力会社等で電源地域の振興に関わっている方。

■申込方法

今後ご案内する各研修のリーフレット

トまたは当センターのホームページをご確認の上、お申込ください。  
【お申込・お問い合わせ先】  
(財)電源地域振興センター  
振興支援部 人材育成課

電話：03-6372-7300

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/kensyu/index.html

eメール：jinzai@dengen.or.jp

■商品相談・商談会事業

特産品を有力百貨店や食品専門店、スーパのバイヤー等に見ていただき、開発・改良、販路開拓の方策や、現在の産品評価を具体的かつ明確にするための相談を中心に行い、その延長線上で販路拡大に結びつくような商談の機会を提供します。バイヤー等からの評価が高い産品については、商談成立のチャンスもあります。

またオプシオンで産品のパッケージをプロのデザイナーに直接見ていただき、書体・色・素材等の評価を受けるなどパッケージデザインに特化した相談会も行います。

年4回開催で、第1回(東京)は5月25日に締め切りましたが、第2回(大阪)は7月に募集を予定しています。



バイヤー等による開発・改良・販路開拓などのアドバイス

## ■参加対象

- ①電源市町村内に本社または営業所・工場などが所在する団体・事業者
- ②その団体・事業者の発展が地域振興に寄与するものであること
- ③市町村が参加産品を「地域特産品」として推薦するもの

【お申込・お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興支援部 販売支援課

電話：03-6372-7310

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/hanbai/sanpin.html  
eメール：msp@dengen.or.jp

## ■産品試験販売事業

「自社商品が都市圏で通用するかテストしてみたい」、「都市圏の消費者ニーズを知りたい」、「対面販売をしてみたいけど、どうしていいかわからな



大手小売店で試験販売で産品開発や改良のヒントをつかむ

とお悩みの方々に、実際に百貨店やスーパー等で販売していただく事業です。

事業者自らが出店し、消費者の生の声を聞くことにより、特産品の開発・改良のヒントを掴むことができます。さらに商品、ディスプレイ及び販売方法についてバイヤー・フロアマネージャーからアドバイスを受けることができます。一般的な催事出店とは異なり、「自分から学ぼうとする姿勢」、「結果を出すための努力」が必要不可欠です。年8回開催し、第1回は締め切りでしたが、大阪の近鉄百貨店での開催分の募集を7月に予定しております。

【お申込・お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興支援部 販売支援課

電話：03-6372-7310

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/hanbai/testsales.html  
eメール：msp@dengen.or.jp

## 地域支援助成事業

### ■相談事業

電源地域の皆様からの相談窓口になります。お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 振興業務課

電話：03-6372-7305

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/shinko/index.html  
eメール：shinkou@dengen.or.jp

## ■専門家派遣事業

電源地域が抱える様々な課題を解決するために、創意工夫を活かした政策立案や実施体制の構築に向けた支援を行い、地域の振興発展、住民の福祉の向上のために専門家を派遣することでお手伝いさせていただきます。

具体的には電源地域が抱える問題の解決や課題に係る相談や要望について、必要に応じてその内容に適した専門家をセンターで選定し、自治体等へ派遣の上でアドバイスをを行い、支援活動を展開します。

事業の対象としては、自治体のみならず、自治体を窓口とした事業者、NPOなど様々な団体にも対応させていただきます。なお、派遣対象とする事業分野は問いません。支援の形態も講演会、研修、実務指導など、当該団体のニーズにあった形で対応させていただきます。

### ■実施期間および派遣回数

平成23年4月から平成24年3月まで通年で実施します。上期は5月に締め切りしましたが、下期は9～10月ごろに募集を開始します。派遣回数は原則として1件あたり3回を上限とします。

### ■必要経費

派遣する専門家の旅費（宿泊費を含む）のみご負担いただきます（謝金は当センターで負担させていただきます）。

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 振興業務課

電話：03-6372-7305

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/shinko/semmon.html  
eメール：shinkou@dengen.or.jp

## 個別対応型事業

### ■調査事業

電源地域が持つ資源の最大限有効な活用を図り、また地域振興への取り組みの中で直面する課題を解決するため、以下のような各種の調査を実施し、さまざまな提案を行っています。

- 振興計画策定調査
- マーケティング調査
- その他地域振興に関する調査
- 企業誘致調査

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 調査課

電話：03-6372-7306

ホームページ：http://www2.dengen.or.jp/html/works/chosa/index.html  
eメール：chousa@dengen.or.jp

## ■住民協働による地域課題解決実践力強化事業

住民協働における個別自治体固有の課題解決のため、個別自治体の実情に即した具体的かつ実務的なノウハウ習得を目指した事業を実施します。地元で実施するため、当該自治体職員や住

民等関係者から複数の参加が可能になります。また、ワークショップ形式で行うため参加者のノウハウ蓄積、スキルアップに繋がることに重点をおいています。

【お申込・お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 調査課

電話：03-6372-7300

eメール：chousa@dengen.or.jp

## □ イベント事業

電源地域の皆様が抱える課題の克服やPRのきっかけ作りとなる最適なイベントを企画・提案し、運営からフォローアップまで一貫して実施いたします。

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興支援部 普及啓発課

電話：03-6372-7312

ホームページ：http://ww2.dengen.or.jp/html/works/kouho/index.html

eメール：fukyu@dengen.or.jp



シンポジウム等の企画・提案・運営



産業団地への誘致活動などの支援サービス

## 複数顧客対応型事業 (マルチクライアント型事業)

### □ 企業誘致支援サービス事業

電源地域への企業誘致を目的に、電源市町村が行う企業誘致活動をサポートします。

自治体における企業誘致業務のうち、全国の企業を対象とした「アンケート調査」や「企業訪問」などの活動を自治体担当者の方に代わって行います。また、企業誘致に関するセミナーを開催し自治体における企業誘致業務のスキルアップをご支援いたします。

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 企業誘致課

電話：03-6372-7300

ホームページ：http://ww2.dengen.or.jp/html/works/yuchi/yuchi02.html

eメール：yuuchi@dengen.or.jp

### □ マルチクライアント 調査研究事業

調査研究テーマをあらかじめ設定して、電源市町村の複数の自治体や団体・企業などが委託者（参加者）となって実施する調査研究事業です。

調査研究テーマに関する統計や文献などから国内外の最新の概況を整理し、また、テーマに関連する業界団体や先進事業者、学識者・有識者・実務者等の専門家などから、現状の問題・課題や将来見通しなどについて情報収集し、テーマ対象の動向や新たな事業等展開の可能性などを分析し、将来に向けての取り組み方策の提案などを行います。

この事業の進め方は調査研究テーマによって異なります。事業の成果は、報告書としてとりまとめ、参加者に限定して配布します。平成23年度に実施あるいは実施予定のテーマは次のとおりです。詳細はお問い合わせください。

#### ■ 調査研究テーマ

① “電源地域”のメリットを活かした農業振興策の展開方策の可能性に関する調査研究（電化農業）

② 廃校舎利活用調査研究

③ 地域ブランド商品開発に関する調査研究

④ 災害に強く速やかな復興のための住民協働（地域力）のあり方

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 調査課

電話：03-6372-7300

ホームページ：http://ww2.dengen.or.jp/html/works/mchousa/index.html

eメール：chousa@dengen.or.jp

### 原子力発電施設等周辺 地域企業立地支援事業

本事業は、原子力立地地域における雇用機会の創出と産業振興を図るため、雇用の増加を生む企業に対して、一定期間にわたって、企業の支払った電気料金等に基づき、道府県が給付金を交付する制度です。当センターでは道府県からの委託を受けて交付事務・審査事務を行っています。

平成23年度下期は北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、静岡県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県の審査事務を行う予定です。平成23年度下期募集は、平成23年10月頃行われる予定です。詳細は、募集時の「応募要領」をご覧ください。「応募要領」は、当センターのホームページに掲載する予定です。

【お問い合わせ先】

(財)電源地域振興センター

振興業務部 立地審査課

電話：03-6372-7307

ホームページ：http://ww2.dengen.or.jp/html/works/yuchi/yuchi01.html

eメール：ritti@dengen.or.jp

## ■平成23年度下期 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業の概要

### 初めて申請される場合

#### ◆主な補助要件

【電力契約】… 新規立地または増設に伴う電力契約の新設または増設をしていること。

【対象となる電気料金】… ①平成23年4月1日～平成23年9月30日に支払った電気料金であること。

②申請者が直接契約しているものであること。

③産業用途の電力契約で、臨時契約等期間に制限があるものでないこと。

【雇 用】… 雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。

【投 資】… (「特例給付金」を受ける場合のみ要件とする)

新たな投資額: 所在市町村 新設 500万円(増設250万円)以上

隣接市町村 新設1,000万円(増設500万円)以上

※特例給付金とは、製造業および自治体で支援制度を整備している特定業種に対して行う、新規に採用した人数に応じた加算のこと。

#### ◆交付対象期間

立地(新增設)した翌期から原則8年の間で、要件を満たす期間については、継続して交付を受けることができます。ただし、前述のとおり、電気料金の支払実績等に基づいて金額が決まるので、都度(上期・下期の年2回)申請して頂く必要があります。

#### ◆交付額(算定交付額(A)と交付限度額(B)のいずれか小さい額となります)

●算定交付額(A): 電力給付金分交付額(I) + 特例給付金分交付額(II)

(表1)

##### ●電力給付金分交付額(I)

①以下の計算式より算出単価(kWあたりの電気料金)を計算する。

$$\text{算出単価} = \frac{\text{半期における実支払電気料金}}{\text{実契約電力} \times \text{半期における支払月数}}$$

②①で算出した値を表1に当てはめ、算定単価を求める。

所在市町村、隣接市町村(旧隣接): 第1欄  
隣接市町村(旧外部): 第2欄

③以下の計算式により電力給付金分交付額を算出する。

$$\text{電力給付金分交付額} = \text{算定契約電力} \times \text{算定単価} - \text{交付金単価} \times \text{支払月数}$$

※1 算定契約電力は、表2の区分に応じた電力を上限とする実契約電力

※2 交付金単価とは、原子力発電所の設備能力に応じて設定している単価

(表2)

##### ●特例給付金分交付額(II)

【所在市町村】: 新規に雇用した人数 × 30万円 ※期末の雇用者数

【隣接市町村(旧隣接、旧外部)】: 新規に雇用した人数 × 15万円 ※期末の雇用者数

●交付限度額(B) ※ 交付限度額は(1)(2)のいずれか小さい額となります。

##### (1) 算定電気料金交付限度額

$$\text{算定契約電力} \times (\text{算定単価} \times \text{係数1} - \text{交付金単価}) \times \text{支払月数}$$

##### (2) 支払電気料金交付限度額

$$\text{半期における実支払電気料金} \times \text{係数2} - (\text{実契約電力} \times \text{交付金単価} \times \text{支払月数})$$

算出単価	算定単価	
	第1欄	第2欄
～1,500円未満	750円	375円
1,500円以上2,500円未満	1,000円	500円
2,500円以上3,500円未満	1,500円	750円
3,500円以上4,500円未満	2,000円	1,000円
4,500円以上5,500円未満	2,500円	1,250円
以降1,000円刻み	以降500円刻み	以降250円刻み

増加雇用者数	上限
3人以上20人未満	1,500kW
20人以上	2,500kW

市町村区分	係数1	係数2
所在市町村	2	1
隣接市町村(旧隣接)	1.5	0.75
隣接市町村(旧外部)	2	0.50

### 既に本給付金の利用実績のある方が増設として申請する場合

本制度の交付期間は原則8年間ですが、増設した場合に次に掲げる要件を満たせば、増設の翌期から原則8年間になるまで期間を延長することができます。ただし、1事業所2回までに限ります。

【電力契約】… 工場または事業場の増設に伴い契約電力が増加していること。

【対象となる電気料金】… ①平成23年4月1日～平成23年9月30日に支払った電気料金であること。

②申請者が直接契約しているものであること。

③産業用途の電力契約で、臨時契約等期間に制限があるものでないこと。

【雇 用】… 雇用者(雇用保険の一般被保険者)が3人以上増加すること。

【投 資】… 新たな投資額 所在市町村: 250万円以上、隣接市町村: 500万円以上

【対象業種】… 製造業および自治体で支援制度を整備している特定業種であること。

※本制度は平成20年度以降に新增設があったものが対象となります。平成19年度以前の新增設は、旧制度の適用となります。